

## 岡山市小規模工事電子見積合わせ心得

### (趣旨)

第1条 この心得は、別に定めるものを除くほか、岡山市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）において、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う見積合わせ（以下「電子見積合わせ」という。）に参加する者（以下「見積合わせ参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (見積合わせの基本事項)

第2条 見積合わせ参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）、岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について（平成21年市告示第290号。以下「電磁的方法による入札について」という。）、岡山市小規模工事電子見積合わせ実施要綱及びその他関係法令・要綱・基準等並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 見積合わせ参加者は、見積依頼書のほか、見積用の工事数量総括表、仕様書（共通仕様書及び特記仕様書）、図面及び現場説明書（以下「設計図書」という。）、契約書案及びその他見積合わせ・契約手続に必要な条件を熟知のうえ、適正な積算を行い、見積りをしなければならない。
- 3 見積合わせ参加者は、設計図書に関して質問があるときは、指定する期間内に工事担当課に対し、インターネットを利用した電子メール又はファクシミリにより質問することができる。
- 4 見積合わせ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「見積価格」という。）を見積書に記載しなければならない。この場合において落札金額は、見積価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

5 見積り及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な見積の確保)

第3条 見積合わせ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 設計金額及びその内訳その他の未公開情報を探ろうとしてはならない。

3 見積合わせ参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積合わせ参加者と見積価格又は参加についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

4 見積合わせ参加者は、見積合わせの執行前に、他の見積合わせ参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

5 前4項の規定に違反した場合は、違反した者の見積合わせへの参加を拒否するとともに、岡山市指名停止基準に基づき厳正に対処する。

6 契約締結後に第1項から第4項までに定める事実が判明した場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収することがある。

(対象工事)

第4条 電子見積合わせの対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、電子入札システムにより見積依頼をしたものとする。

(設計図書の受領)

第5条 設計図書は、見積依頼書で指定した見積書提出期間内に、電子入札システムで閲覧又はダウンロードにより受領するものとする。

(ICカードの取得等)

第6条 見積合わせ参加者は、あらかじめ電磁的方法による入札について第3条の2の規定に基づき、電子入札コアシステム対応認証局が発行する電子的な証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)を取得したうえで、同告示第4条の規定に基づき利用者登録をしておかなければならない。

(見積書の提出)

第7条 見積合わせ参加者は、見積依頼書で指定された見積受付開始日時から見積受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより見積価格その他必要事項（以下「見積価格等」という。）の登録を行うことにより見積書を提出しなければならない。

2 見積合わせ参加者は、前項の見積価格等の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力しなければならない。

3 提出した見積書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

4 市長が特に必要があると認める場合を除き、見積書提出後の見積合わせ辞退は認めない。

5 見積回数は、1回とする。

6 電子入札システムを利用して見積書を提出する場合は、見積合わせ参加者が送信した電子ファイルが電子入札システムに記録された時点で提出されたものとみなす。

7 前項の場合において、見積書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、見積合わせ参加者は時間的な余裕を持って電子ファイルの送信作業を行わなければならないものとする。

8 電子入札システムにおける日付、時刻は、電子入札システム上の日付、時刻を基準とする。

（書面見積合わせへの変更）

第8条 ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞及び見積合わせ参加者の責による破損等により使用できなくなった場合を除く。）には、見積受付締切予定日時の1時間前までに、岡山市小規模工事電子見積合わせ実施要綱第6条に定める別記様式第1号「書面見積合わせ参加承認申請書」を持参し、市長の承認を得たうえで、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、当該電子案件の見積合わせ日がICカードの有効期限内であり、かつ、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。

(1) 災害、盗難等見積合わせ参加者の責によらない事由のため電子見積合わせに必要なICカードが使用できなくなった場合

(2) その他やむを得ない事由があると認められる場合

- 2 書面参加に変更した者については、当該電子案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- 3 第1項の書面見積合わせ参加承認申請書の提出を受けたときは、市長はその内容を審査し、理由があると認めるときは書面見積合わせ参加の承認を行うものとする。
- 4 前項の場合において、見積合わせ参加者は当該案件の契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）した見積書を、封筒に封入し、封筒の表に差出人名として見積合わせ参加者名及び工事名を記載して、見積受付締切日時までに持参しなければならない。

（見積合わせ）

第9条 見積合わせは、電子入札システムにより登録した日時において執行するものとする。

（無効の見積り）

第10条 第9条に規定する見積合わせにおいて、次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 明らかに見積合わせに参加する資格のない者がした見積り
- (2) 見積合わせ方法に違反して行われた見積り
- (3) ICカードを不正に使用して行われた見積り
- (4) 見積合わせ日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた見積り
- (5) 電磁的方法による入札について第3条第1項及び第4条第1項に規定する手続を経ずに見積合わせに参加した者がした見積り
- (6) 見積受付開始日時から見積受付締切日時までの間に見積書を提出しない者がした見積り
- (7) 見積書に必要事項が記載されていない見積り又は必要事項が確認しがたい見積り
- (8) 許容価格を上回った価格をもって申込みをした者の見積り
- (9) 明らかに不正によると認められる見積り
- (10) 書面見積合わせにおいて見積書に記名押印がない見積り
- (11) 書面見積合わせにおいて総金額を訂正している見積り又は見積金額その他必要事

項を確認しがたい見積り

(12) 書面見積合わせにおいて封筒記載の工事名又は差出人名と同封された見積書に記載された工事名又は見積者名が相違する見積り

(13) 書面見積合わせにおいて封筒に工事名又は差出人名が記載されていない見積り

(14) 書面見積合わせにおいて1通の封筒に複数の見積書を封入して提出した見積り

(15) その他市長が定める見積条件に違反してなされた見積り

(契約の相手方の決定)

第11条 市長は、有効見積書を見積価格の低い順に並べ替えて順位を付し、第1順位の見積書を提出した者を契約の相手方として決定するものとする。ただし、当該見積合わせにおいて、岡山市小規模工事低価格見積調査実施要綱（以下「低価格見積調査実施要綱」という。）に規定する低価格見積調査を実施する場合には、契約の相手方の決定は、低価格見積調査実施要綱に規定するところによるものとする。

2 第10条の規定により無効となった見積書を提出した者を除き、見積書を提出した者が1人となった場合には、見積合わせを不調とする。

(同一価格での見積者が2人以上ある場合の順位の決定方法)

第12条 前条第1項の規定により順位を付す場合において、同一価格で見積りした者が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、指定する場所及び日時において、当該同一価格で見積りした者又はその代理人にくじを引かせて順位を決定する。この場合において、当該見積者又はその代理人のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積りに関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 見積者の代理人がくじを引く場合は、当該代理人は、当該見積者の委任状を提出しなければならない。

(見積合わせ結果の通知)

第13条 市長は、第11条第1項の規定により契約の相手方を決定した場合は、契約の相手方に対して、見積合わせ結果を通知するものとする。

(見積合わせの延期、中止、取消し等)

第14条 市長は、事故等が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めると

きは、見積合わせの延期及び中止又は見積合わせの取消しをすることができる。

- 2 見積合わせ開始前に見積合わせ参加者（無効な見積りとなった者を除く。以下同じ。）がない場合は見積合わせを中止し、見積合わせ開始後に有効な見積書を提出した者がいない場合は、見積合わせを不調とする。
- 3 市長は、見積合わせの中止又は取消しをした場合は、見積合わせ参加者の提出した当該見積合わせに係る見積書を無効とする。

（ＩＣカードの管理）

第 15 条 見積合わせ参加者は、第 6 条の規定に基づき取得したＩＣカードを適正に管理しなければならないものとし、ＩＣカードの紛失、改ざん、不正使用又は盗用について一切の責任を負うものとする。

- 2 見積合わせ参加者は、ＩＣカードに登録した情報及び第 6 条の規定に基づき利用者登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに変更の手続きをとらなければならない。
- 3 市長は、見積合わせ参加者がＩＣカードを不正に使用して電子見積合わせに係る手続を行ったことが判明した場合は、当該手続を無効にするものとする。この場合において、当該不正使用が契約の相手方の決定後契約締結前に判明したときは当該契約の相手方の決定を取り消し、契約締結後に判明したときは当該契約を解除するものとする。

（契約情報の公表）

第 16 条 電子見積合わせに係る契約情報については、岡山市契約情報公表基準第 5 条第 1 項の規定に基づき、インターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（契約書等の提出）

第 17 条 契約の相手方は、交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方の決定の日から 14 日以内にこれを提出しなければならない。ただし、特別の理由のあるときは、事前に工事担当課の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案の提出をしないときは、契約の相手方の決定は、その効力を失う。

（その他）

第 18 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。

以下「建設リサイクル法」という。)に規定する対象建設工事に該当する場合は、「契約条件(建設リサイクル法について)」及び特記仕様書を熟読し、誤りのないように対応すること。